

教職員の懲戒処分公表資料

令和4年12月26日
島根県教育庁学校企画課
担当者 伊藤 康子
電話 0852-22-5411

教職員の懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

出雲市内県立高校教諭 福間 浩文 (男・54歳) (以下「A」という。)

2 処分内容 懲戒免職

3 処分期日 令和4年12月26日(月)

4 事実概要及び処分理由

令和4年12月13日、Aは、当時18歳未満であった女性のわいせつ画像を、自身のスマートフォンに保存していたとして「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反で逮捕され、同年12月23日、略式起訴・略式命令(罰金30万円)が行われた。

Aは、県教育庁による事情聴取において、当該画像を自ら撮影して保存したことに加え、本件事案とは別途校内で性的な行為をしていたことを認めている。

こうした行為は、教職員としての信頼を著しく損なうものであって、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するとともに、公教育に寄せる県民の期待を裏切り、信用を著しく失墜させるものである。

このため、地方公務員法の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) Aの勤務校の管理職については部下職員の指導監督が適正を欠いていたことの管理責任を問う必要があるが、現時点では事案の全容等が明らかとなっていないことから、処分等は保留とし、事案の全容等が明らかとなった段階で改めて処分等を行う。
- (2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的にわいせつ防止に関する周知等を行う。また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づく関係者による協議会を今年度中に設置の上、県としての施策の全体像を検討・整理していく。